

弁護士による「いじめ防止教室」 (市立大深内小学校・中学校)

問指導課 ☎0176-58-0183

市では「十和田市いじめ防止基本方針」に基づき、平成27年度から学校、家庭、地域、関係機関などと連携を図り、地域全体でいじめ防止に取り組んでいます。

「弁護士による『いじめ防止教室』」は、令和5年度から本年度にかけて順次開催し、本年度で全ての市立小・中学校で実施することになります。今号では、講師に「雪のまち法律事務所」(青森市)の三上大介弁護士を招き、大深内小学校・中学校で開催したときの児童・生徒の感想を紹介します。

《立崎 琉偉 さん (小学校4年)》

悪口を言わないようにしたいなと思いました。いじめをされている人がいたら、自分が何かできることはないかと考えるようになりました。早くいじめに気づいて解決させたいです。



《柳沢 大雅 さん (小学校5年)》

人には人権があるのが分かりました。葬式ごっこ事件の話を聞き、いじめられている子が耐えられなくなって自殺してしまったのが悲しいし、驚きました。人が嫌な気持ちになるようなことをしないようにします。



《芋田 虹香 さん (小学校6年)》

私は人権と平等が大切な言葉だと思いました。人権は、生まれながらにもっていて、誰かが強いとか誰かが弱いとかじゃなく、人それぞれ同じくもっているものです。平等は「みんな平等に接する」ということが大切だと思います。みんなが気持ちよく過ごせるようにこれからも生活したいです。



《川添 葵生 さん (中学校1年)》

いじめをされた人としての人の気持ちを考えることができました。いじめは、最初のからかいからどんどんヒートアップしていじめになることが多いし、いじている人はそれに気付にくいのだと思います。変化に気付いた人が、自分の伝えやすい方法で大人に伝えるのが一番の方法だということが分かりました。



《甲田 杏 さん (中学校2年)》

いじめとは、人権を傷つけることです。相手が嫌な思いをしたら、それはもういじめになってしまうと教えてもらいました。自分が気付かないで相手を傷つけることがないようにしたいです。また、いじめにつながる行為を見たら、すぐに止めにいくことができる人間になります。



《立崎 椎那 さん (中学校3年)》

私たちは、自分たちで正しい、正しくないということを見極めることができる年齢です。全員が「いじめとは何なのか、被害者や加害者になったらどうなるのか、いじめを止めるにはどのようなことをすればいいのか」を学び、頭の中に常に留めておくことが重要だと思います。

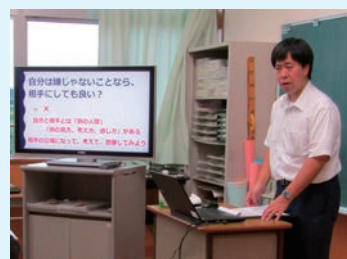


三上弁護士のメッセージ

学校では、いじめを減らすさまざまな取り組みが行われています。しかし、残念ながら、いじめを完全になくすのは難しいのが現状です。

授業では、「なぜいじめをしてはいけないのか」「何がいじめにあたるのか」「いじめによってどのような結果や責任が生じるのか」について、法的な観点を交えてお話ししました。一方的な説明にとどまらず、子どもたちが自分の考えを発表する時間を設けました。子どもたちは真剣に考え、しっかりと自分の意見を述べることも多く、私自身、感銘を受けることも少なくありませんでした。

重要なのは、学んだことを日常生活の中で継続し、行動に移せるかどうかだと考えています。今回の教室が、学校からいじめを減らすための一助となれば幸いです。



▲三上弁護士による「いじめ防止教室」の様子